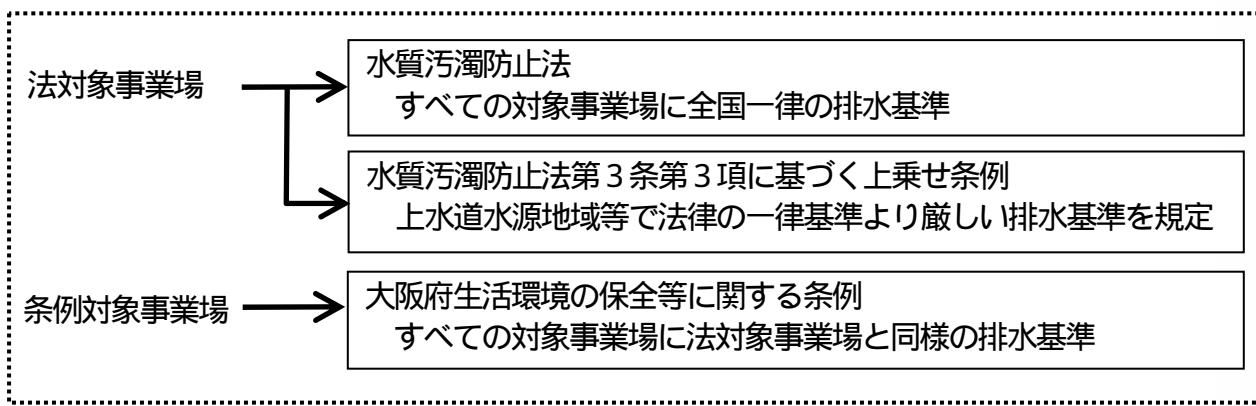


ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて

有害物質に係る水質汚濁防止法と府条例に基づく排水基準

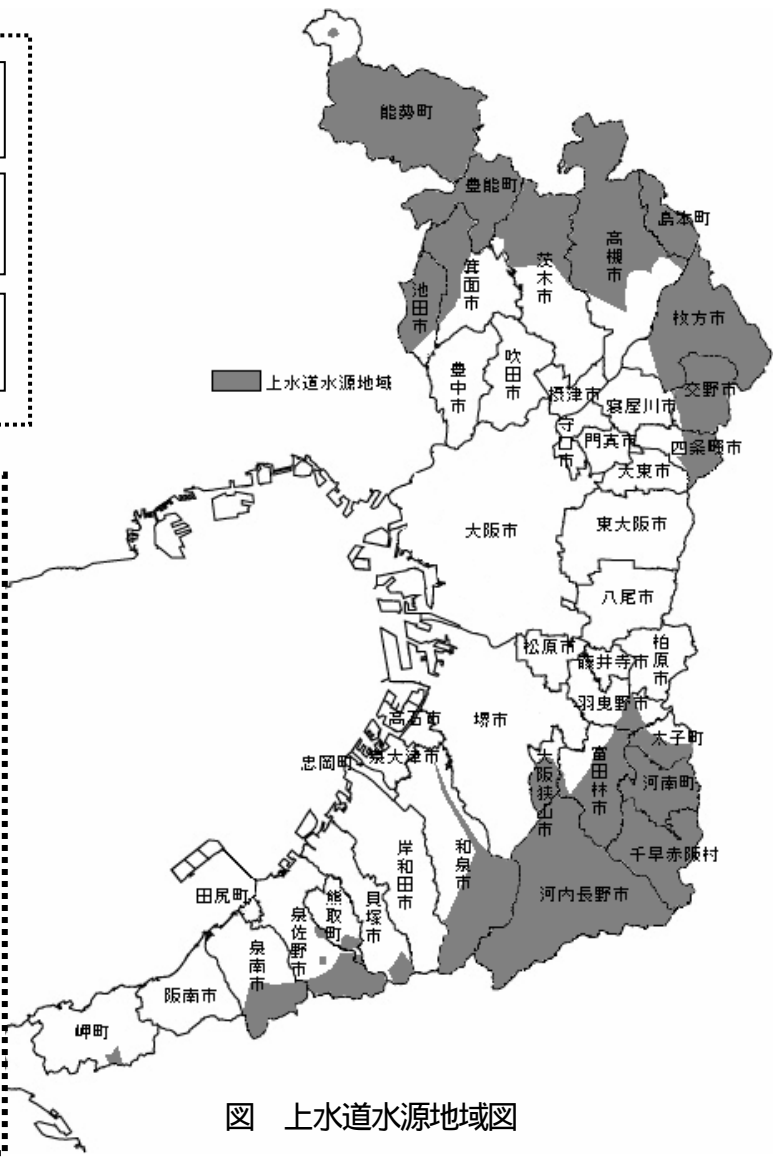
有害物質(水質汚濁防止法施行令第2条)
 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、水銀以外の水銀化合物、ホリ塩化フェル、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオム、シジソン、チオベンゾグ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物



【ほう素等3項目に係る法及び条例に基づく一律排水基準】

項目			排水基準		参考 環境基準
			水質汚濁防止法	上乗せ条例及び生活環境保全条例	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	上水道水源地域	10mg/L	1mg/L	1mg/L
		その他の地域			
	海域に排出されるもの		230mg/L	10mg/L	
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	上水道水源地域	8mg/L	0.8mg/L	0.8mg/L
		その他の地域			
	海域に排出されるもの		15mg/L		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		上水道水源地域	100mg/L	10mg/L	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として 10mg/L
		その他の地域			

【ほう素等3項目に係る上乗せ条例における暫定排水基準】
 上乗せ排水基準に対する暫定排水基準
 上水道水源地域
 ほう素 2業種区分
 ふっ素 1業種区分
 アンモニア等 6業種区分
 海域
 ほう素 10業種区分
 水質汚濁防止法暫定排水基準に対する暫定上乗せ排水基準
 ふっ素 5業種区分
 適用期限
 平成20年3月31日



国における水質汚濁防止法の経過措置の見直し

- H13.7 ほう素等3項目に一律排水基準を設定直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難であった40業種に暫定排水基準を設定
- H16.7 省令改正により暫定排水基準を見直し引き続き26業種に暫定排水基準を設定
- H19.6 省令改正により暫定排水基準を見直し引き続き21業種に暫定排水基準を設定適用期間は、H19.7.1～H22.6.30

暫定排水基準の見直し(H19.6)の概要

ほう素	基準を強化し適用延長	1業種(1区分)
	現行基準の適用延長	8業種(9区分)
ふっ素	一律排水基準に移行	3業種(4区分)
	基準を強化し適用延長	2業種(2区分)
	現行基準の適用延長	4業種(8区分)
アンモニア等	一律排水基準に移行	4業種(4区分)
	基準を強化し適用延長	11業種(11区分)
	現行基準の適用延長	2業種(2区分)

水質汚濁防止法の暫定排水基準の見直しの内容も踏まえ、大阪府の上乗せ条例及び生活環境の保全等に関する条例に基づく平成20年4月以降の暫定排水基準について検討

水質汚濁防止法に基づくほう素等3項目に係る暫定排水基準の見直し（平成19年7月1日施行）

番号	業種等		日平均排水量 50 m ³	排水基準値 (mg/L)									
				ほう素			ふっ素			アンモニア等			
				一律基準	~H19.6	H19.7~	一律基準	~H19.6	H19.7~	一律基準	~H19.6	H19.7~	
1	ほうろう鉄器製造業		未満 以上		50	50		25	25				
2	うわ薬製造業	ほうろううわ薬を製造	未満 以上		50	50		25	25				
		うわ薬かわらの製造に供するものを製造			150	150							
3	粘土かわら製造業	うわ薬かわらを製造			150	150							
4	貴金属製造・再生業		未満 以上		50	50		12	廃止		5000	4000	
								15	廃止				
5	電気めっき業		未満 以上		50	50		50	50		500	500	
								15	15				
6	下水道業	温泉排水を受け入れているもので一定のもの			50	50							
		モリブデン、ジルコニウム化合物製造業排水を受け入れているもの									300	250	
7	ほう酸製造業				100	80							
8	金属鋳業				150	150							
9	旅館業	昭和49年以前に湧出した温泉を利用		未満 以上	10	500	500	8	50	50	1000		
		昭和49年以後に湧出した温泉を利用											
10	プラスチック金属複合板製造業				230			15	13	廃止			
11	非鉄金属製錬・精製業								13	11			
12	化学肥料製造業								15	10	140	廃止	
13	ふっ化水素酸製造業								15	廃止			
14	イットリウム酸化物製造業										200	150	
15	酸化銀製造業										250	廃止	
16	触媒製造業										250	廃止	
17	酸化コバルト製造業										700	400	
18	畜産農業										900	900	
19	炭酸バリウム製造業										1000	800	
20	黄鉛顔料製造業										1300	900	
21	すず化合物製造業										2000	1800	
22	ジルコニウム化合物製造業										2400	1800	
23	モリブデン化合物製造業										2400	2000	
24	バナジウム化合物製造業										2400	2000	
25	硝酸銀製造業										2500	2000	
26	ネオジム化合物製造業										5000	廃止	

暫定排水基準の適用期限は平成22年6月30日。斜字は今回の見直しにより暫定排水基準が廃止されたもの。網掛けは今回の見直しにより暫定排水基準値が強化されたもの。